

| 事 項                     | 計 画 の 概 要   | 推 進 状 況  |
|-------------------------|---|--|
| <p>(2)新たな地域産業政策への転換</p> | <p>①ソフトウェア事業等の地域展開を促進<br/>民間研究機関等の立地促進策を推進</p> <p>②研究開発機能等の高度な産業基盤の整備<br/>を重点的に推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積に関する法律（通称；頭脳立地法）の制定（63.6.18 施行）<br/>同法に基づく特定事業として、ソフトウェア業、自然科学研究所等16業種、18地域を指定し、産業の「頭脳部分」を地域において集積させることにより、地域における産業の高度化を促進。（2年度一部法改正〔東京都区部からの移転について特別償却率20%増〕、大分地域など4地域の集積促進計画承認）</li> <li>○ 工業再配置促進法に基づく新工業再配置計画の策定（元.3.30）<br/>新たな経済環境の下での産業の地方分散を推進するため、高速交通体系の整備や技術・情報・人材等のソフトな産業基盤の整備に関する提言等を盛り込んだ「新工業再配置計画」を策定。</li> <li>○ 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法の制定（元.8.25 施行）<br/>地域においてプログラム業務従事者の知識及び技能の向上を図る事業等ソフトウェア供給力開発事業を推進するための措置を創設。元年度6地域、2年度6地域の事業計画を承認。3年度については検討中。</li> <li>○ 多極分散型国土形成促進法に基づく先導的・基盤的科学技術施設の整備の促進（元年度～）<br/>多極分散型国土形成促進法に基づき、地域経済の全体的向上及び我が国の科学技術基盤の強化に資する先導的・基盤的地域科学技術施設の整備を支援。</li> <li>○ 生活・地域流動研究の創設（2年度～）<br/>地域の産学官の研究機関に地域内外の優れた研究者を結集し、地域中核オーガナイザーの指導のもとで住民生活の質の向上や地域の活性化に資する研究を推進。（2年度3課題、3年度6課題実施）</li> <li>○ 地域科学技術政策会合の開催（科学技術会議）<br/>地域における科学技術政策の企画立案に資するための会合を開催。（3.7.11東京で開催）</li> </ul> |

| 事 項 | 計 画 の 概 要  | 推 進 状 況   |
|-----|--|---|
|     | <p>③地域に密着した人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等教育の計画的整備と専門教育の充実</li> <li>・ソフトウェア関連等の人材に対する需要拡大に対応した、職業訓練施設の整備、大学・高等専門学校・専門学校等の活用等</li> </ul> <p>④広域経済圏の内部における、イベント、リゾート、観光レクリエーション等の発展に対応した地域産業政策</p> <p>⑤インキュベーションの支援等による地域内発型企業の活性化</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法の制定（元. 8. 25 施行）<br/>（Ⅱ. 2. (2)②参照）</li> <li>○ 地域雇用開発等促進法の制定等<br/>（Ⅳ. 2. (1)①参照）</li> <li>○ 電気通信基盤充実臨時措置法の制定（3. 6. 1 施行）<br/>（Ⅱ. 1. (1)③参照）</li> <li>○ 教育改革実施本部情報化専門部会「情報技術者の養成確保について（中間とりまとめ）」（63. 6. 29）<br/>昭和75年度に必要とされる情報技術者数の推計をもとに、その養成を行う学校教育機関の質的・量的整備方策について提言。</li> <li>○ 総合保養地域整備法（リゾート法）に基づく基本構想の承認<br/>63年度10地域、元年度10地域、2年度10地域についての総合保養地域に関する基本構想を承認。</li> <li>○ 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（民活法）の改正（Ⅳ. 1. (2)②参照）<br/>国際市民交流基盤施設、港湾文化交流施設等の追加。</li> <li>○ コースタルリゾート調査の実施（61～3年度）<br/>港湾において多様なレクリエーションニーズに応えるとともに、地域振興に資するマリーナ・人口海浜等を中心とした総合的な海洋性リゾートを整備するための調査を実施。</li> <li>○ 地域経済の活性化に資する中小企業の育成・支援<br/>（ふるさと創造産業の育成・支援） <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域中小企業活性化貸付（ふるさと創造企業育成融資）の創設（元. 4～）<br/>地域活性化に資する新しい事業を行う中小企業者が必要とする資金について低利融資を実施。</li> </ul> </li> </ul> |

| 事 項 | 計 画 の 概 要 | 推 進 状 況  |
|-----|-----------|--|
|     |           | <p>② 地域中小企業新事業開拓資金（フロンティア企業育成融資）の創設（元、4～）<br/> 地域の实情に応じた新事業の開拓を行う中小企業者の育成を図る為、中小企業体質強化資金助成制度を活用し低利融資を実施。</p> <p>③ 地域産業創造基盤整備事業に対する支援（元年度～）<br/> 第3セクターの行う、地域中小企業起業化センター等の基盤整備事業に対する建設費補助、出資、融資。</p> <p>④ 地域経済の活性化に資する中小起業に対する支援（元年度～）<br/> 中小企業投資育成株式会社の出資機能の拡大。</p> <p>○ 活力ある地域中小企業の育成</p> <p>① 中小企業者による内発的な地域産業の振興（63年度～）<br/> 中小企業者が発掘した地域の産業おこしの芽を事業として具体化させるべく、起業化段階における事業活動（商品開発、デザイン開発、市場開拓、営業能力向上等）を加速的に促進。</p> <p>② 地域の個性を活かした技術起業化の支援及び技術形成の推進（63年度～）<br/> 地域内発型の産業振興を効果的に進めるため、テクノポリス地域等に蓄積されている技術シーズを活用した起業化等を支援。産学官の連携等による地域中小企業の技術者、研究者を養成し、技術形成を推進。</p> <p>③ 地域小売商業の活性化（63年度～）<br/> 中小小売商業の活性化を図るため、商店街の組合等が実施する事業活動を支援。</p> <p>○ 地域中小企業創造力形成事業を創設（3年度～）<br/> 地域中小企業の活性化とソフトな経営資源の充実を図るために、技術・デザイン力の強化、人材定着の促進、確保・養成、情報受発信基地推進等を内容とした事業を創設。</p> <p>○ 中小流通業事業転換等特別貸付の創設（3.4～）<br/> 大型店の進出により影響を被る中小企業・サービス業を対象に事業転換、新分野進出に必要な資金について超低利融資の実行。</p> |

| 事 項                       | 計 画 の 概 要   | 推 進 状 況   |
|---------------------------|---|---|
| <p>(3)魅力ある地域づくりのための方策</p> | <p>⑥農山漁村地域における地域農林水産業の発展</p> <p>①地域の特性をいかした魅力ある都市づくりの推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農林漁業金融公庫法等の改正（2.4.1 施行）<br/>中山間地域の活性化を図るため、地域農林水産物の加工流通施設、保健機能増進施設及び生産・生活環境施設の整備に必要な長期低利資金を融通する中山間地域活性化資金の創設等。</li> <li>○ 中山間地域農村活性化総合整備事業の創設（2年度～）<br/>地形、経済、社会的に条件不利な中山間地域の健全な発展を図るため、中山間地域の持つ多面的な機能を生かした農業の振興と地域の活性化を図るための事業を実施。</li> <li>○ 林業山村活性化林業構造改善事業の推進（2年度～）<br/>林業資源の成熟化に対応した生産性の高い林業の確立、主産地形成のための加工・流通拠点づくり、森林の総合的利用等のための林業構造改善事業を推進。</li> <li>○ 「地域づくり推進事業」の推進（2年度～）<br/>「自ら考え、自ら行う地域づくり」事業（昭和63年度・平成元年度）を契機とした自主的・主体的な地域づくりの取組を永続的なものに発展させていくため、市町村、都道府県の取組状況に応じ、ソフト、ハードの両面にわたって支援。</li> <li>○ 「自ら考え自ら行う地域づくり」事業の推進（63・元年度）<br/>地方交付税不交付団体を含む3,245の全市町村及び東京都の23特別区において、地域の特色をいかした自主的・主体的な地域づくりへの取組を展開。</li> <li>○ 活力ある地域づくりに関する懇談会報告書（元.12）<br/>創造性と多様な選択可能性に富む地域の形成を目指した地域づくり政策に関する提言。</li> <li>○ 三重県振興拠点地域基本構想承認（3.1.18）<br/>「多極分散型国土形成促進法」に基づき、三重県の振興拠点地域基本構想を承認。</li> <li>○ 活力ある地域づくりの推進要綱の策定（3.3.8）<br/>自らの創意と工夫を活かした地域づくりを進めることによって、地方の活性化を図るための要綱を策定。</li> </ul> |

| 事 項 | 計 画 の 概 要  | 推 進 状 況  |
|-----|--|--|
|     | <p>②東京との情報格差の解消を図るとともに地域の情報受信機能の向上により、地域間相互の交流を推進</p> <p>③地域の特色をいかした都市再開発の推進</p> <p>④商業活動の振興</p> <p>⑤都市内部での人的交流の場の確保</p> | <p>○ 放送普及基本計画(63.3)に基づく受信機会の地域間格差是正の推進<br/>民間テレビジョン放送の全国4波化及び民間FM放送の全国普及を目標として周波数の割当を推進中。全国4波化については全世帯の85.6%、民間FM放送については全世帯の95.7%の水準を達成。(3.9.1現在)</p> <p>○ 「衛星放送受信対策基金」の創設(元年度～)<br/>NHKの難視聴地域の解消を促進するため、同地域における衛星放送受信設備の設置を助成。</p> <p>○ 地域衛星通信ネットワーク整備の推進(2年度～)<br/>全国の地方公共団体の間において、衛星通信システムを利用したネットワークの整備を推進。現在、18都県において、地球局を整備中。</p> <p>○ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の制定(2.9.13施行)<br/>新たに通信・放送事業分野の開拓等を通じて、電気通信による情報の円滑な流通の促進を図るため、特定通信・放送開発事業に対し支援。</p> <p>○ 電気通信格差是正事業の実施(3年度～)<br/>民間テレビジョン放送が1波も良好に見えない、自動車電話等の移動通信サービスが将来も受けられない、という電気通信格差を是正するため、移動通信用鉄塔施設建設等を支援。</p> <p>○ 歴史的建築物等活用型再開発事業の創設(元年度～)<br/>歴史的建築物等を活用し、良好な景観形成と個性豊かなまちづくりを推進。</p> <p>○ 商業地域振興整備事業の創設(3年度～)<br/>魅力とにぎわいのある商業地域の整備を総合的、一体的に推進。</p> <p>○ 多機能交流拠点整備事業の創設(2年度～)<br/>中心市街地等において地域の活性化の核として人々の交流の場となるうまい・にぎわいの空間を整備。</p> |